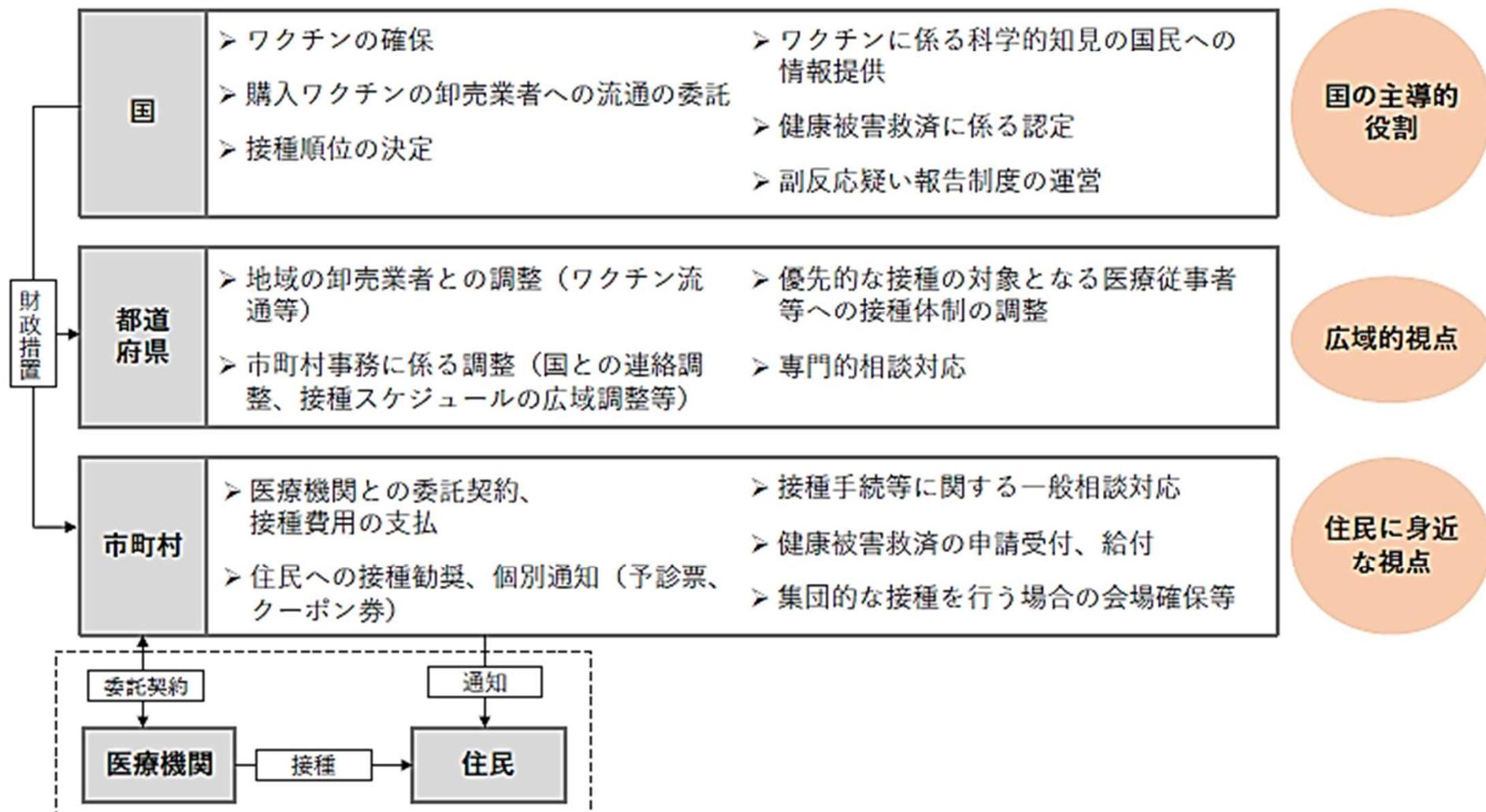
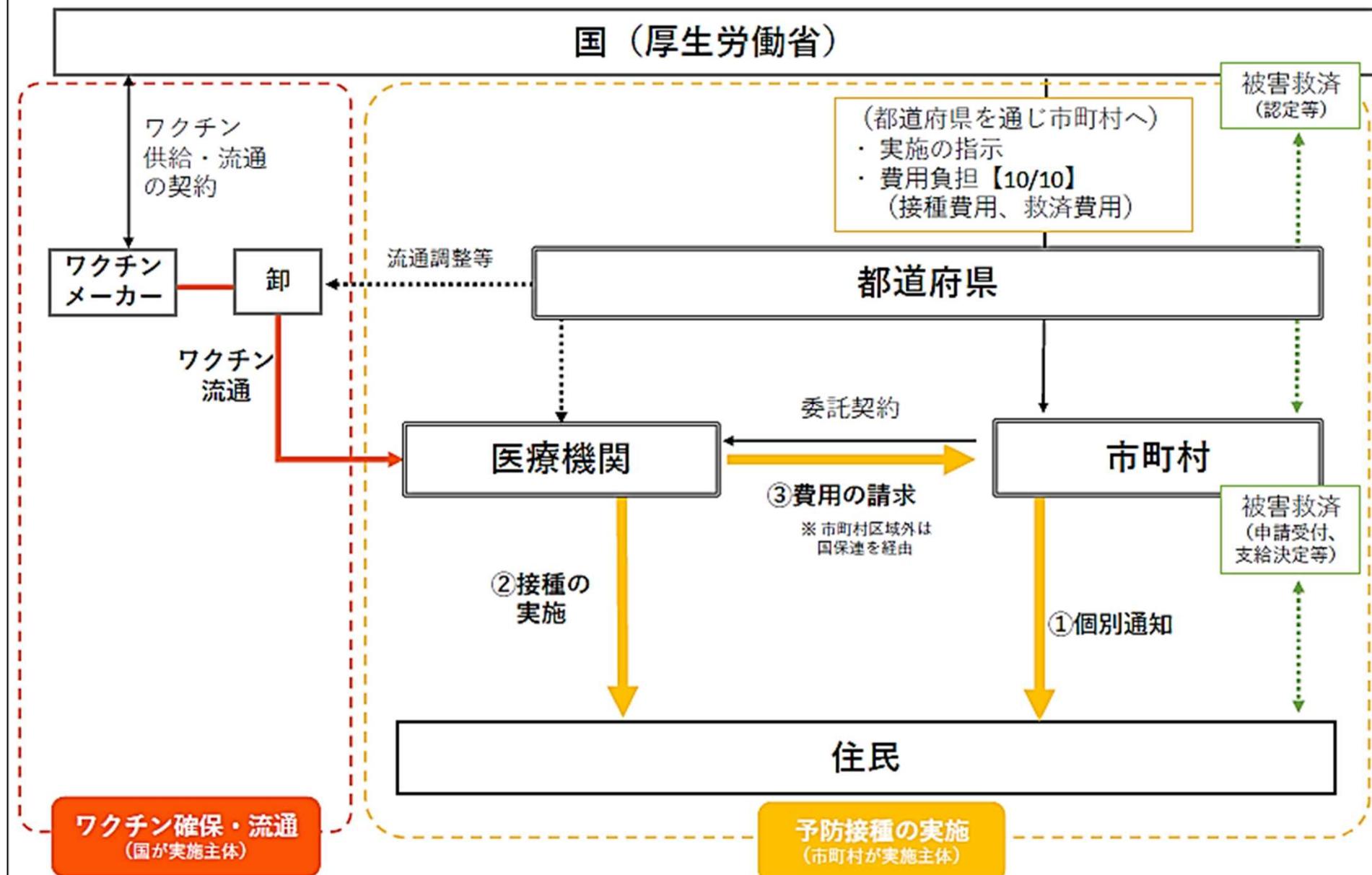


○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



# 事業イメージ

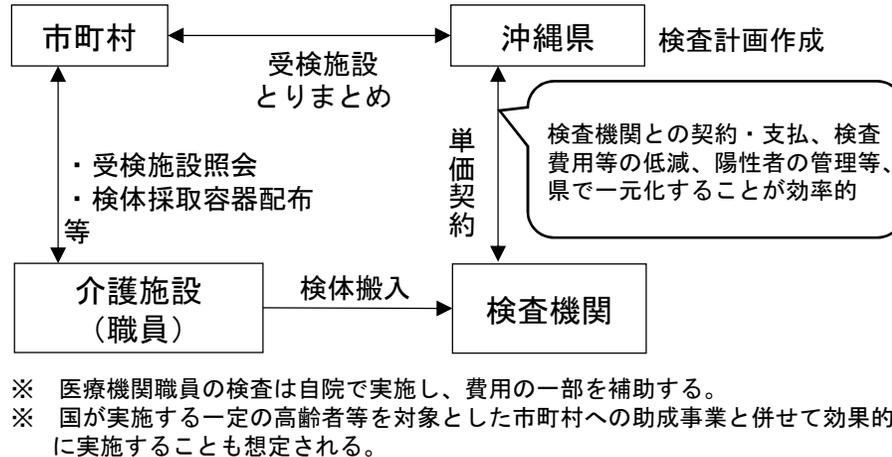


# 新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業

## 事業概要

- 重症化するリスクが高い介護施設や、感染リスクを負って患者等に対応している医療機関において、施設内感染やクラスター発生を未然に防止する必要がある。
  - そのため、介護施設及び医療機関の職員を対象として、定期的なPCR検査を実施する。
- ※県負担による先行的なモデル事業として位置づけ、次年度の戦略的なPCR検査の実施・拡大につなげる。

## スキーム



## 事業のイメージ

所要額：598百万円  
(県598百万円)

### 【実施主体】

- ・県（検査機関との契約等については、一括して県で行う。ただし、国が助成する高齢者等検査事業と同様に、市町村において施設職員等の対象者を集約する。）

### 【対象者】

- ①介護施設職員：27,000人
- ②医療機関職員：約7,000人

対象者  
約4万人

（重点医療機関、帰国者・接触者外来、検査協力医療機関、診療・検査医療機関のコロナ対応職員及び慢性期医療機関の職員）

### 【検査回数】

- ・職員等1人当たり、1月～3月まで計3回を目安とし、対象施設や流行状況に応じて調整する。

### 【検査費用及び費用負担等】

- ・県で一括して検査機関と契約予定  
※一定期間、多くの検査をプール方式で実施することにより、1件当たりの費用を抑えることを想定。  
※財源については、地方創生臨時交付金を活用予定。  
※医療機関職員の検査は自院で実施し、費用の一部を補助。  
※市町村へは、対象施設のとりまとめ、検体容器の配布等の事務について協力を依頼する。

令和3年1月25日以降、地域毎に順次準備が整い次第開始予定